

一般社団法人日本キャリアデザイン学会会費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本キャリアデザイン学会定款第10条に定める会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 本学会の会費は、次のとおりとする。

一 正会員 年額10,000円

ただし、大学院生は、年額5,000円とする

二 学生会員 年額3,000円

三 賛助会員 個人 年額一口5,000円

団体 年額一口30,000円

四 特別会員 なし

2 正会員（大学院生）ならびに学生会員は、入会時及び年度更新時に、在学証明書を本学会事務局あて、提出しなければならない。

(会費の納入方法及び納入期限)

第3条 正会員、学生会員、賛助会員は、毎事業年度の会費を、振込又自動引き落としにより、当該年度の前年度末日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入会后、最初の会費については、現金で納入しても差し支えない。

(会費の減免等)

第4条 2月以降に入会した者は、初年度年会費を半額とする。

2 次年度以後の会費納入を自動引き落としとした場合、第2条に定める会費の1割を割り引くこととする。

(臨時の徴収)

第5条 第2条に定める会費のほか、事業運営に必要な場合は、理事会の決議により、臨時に、当該事業の実施に係る費用を徴収することができる。

2 第1項の徴収を実施した場合は、遅滞なく社員総会に報告し、承認を受けるものとする。

(会費未納による会員資格の喪失)

第6条 正会員、学生会員、賛助会員が、会費の支払い義務を3年以上履行しなかった場合（会費の支払いを3年分以上滞納した場合をいう）は、定款第11条第二号により、会員資格を失う。

- 2 会費未納により退会となった者が、再入会する場合は、推薦者3名を要することとするほか、滞納していた会費を納入するとともに、次年度以降の納入方法は自動引き落としに限ることとする。ただし、理事会が特に認めた場合については、これによらないこととすることができる。

(改定)

第7条 本規程の改定は、理事会が提案し、社員総会において決定する。

(付則)

- 1 本規程は、2019年9月7日より施行する。
- 2 2021年1月28日、一部改定した。